

**社会福祉法人 成光苑（令和2年度）**  
**『介護職員等特定処遇改善加算』『福祉・介護職員等特定処遇改善加算』**  
**に基づく取組の公表について**  
**（高齢者部門・障がい福祉部門）**

≪算定要件≫

- (1) 介護職員処遇改善加算又は福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得している。
- (2) 職場環境等要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれを1項目以上実施している。
- (3) 取組み内容をホームページ等に掲載するなど「見える化」をしている。

**【対象サービス】**

≪加算の取得状況≫

「介護保険法」・「障がい者総合支援法」に係る全事業所で「介護職員特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を算定。

- 「介護保険法」
  - ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ：30事業所（総合事業含まず）
  - ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ：6事業所（総合事業含まず）
- 「総合支援法」
  - ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：3事業所

**【技能・経験のある介護職の定義】**

※次の条件により、A～Cグループを定義し、区分する。

- A「技能経験のある介護職員」：主任・係長の役職位にある介護職員（介護福祉士資格保有者）
- B「介護職員」：①人事考課制度に基づく3等級以上（正規職員）の介護職員  
②上記①以外の介護職員
- C「その他の職種の職員」：介護職員以外の職員

**【賃金改善を行う方法】**

※上記、A～Cグループに対し、それぞれに毎月給与にて、手当額を設定し支給する。

尚、手当額は、加算要件に定めるとおり、A～Cの順に、4：2：1の割合に準拠している。  
（また、Bグループ内にて、①と②でも支給額を区分し、支給している。）

**【職場環境要件の提示】**

≪資質の向上≫

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援を実施している。

≪労働環境・処遇の改善≫

- ・新人介護職員の早期離職防止のための「チューター（新人指導担当者）制度」等導入。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化（ISO 9001：2015規格）。

≪その他≫

- ・非正規職員から正規職員への転換。